

秋田県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第三十号

秋田県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年秋田県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十二条」を「第五十一条の二」に改める。

第五章中第五十二条の前に次の一条を加える。

（従業者）

第五十一条の二 条例第五十二条第一項の規定による従業者の配置は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

一 医師 条例第五十一条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション（以下単に「指定介護予防訪問リハビリテーション」という。）の提供に当たらせるために必要な一人以上の員数を置くこと。

二 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 一人以上置くこと。

第五十二条第一項中「条例第五十一条に規定する」及び「（以下単に「指定介護予防訪問リハビリテーション」という。）」を削る。

第五十七条第一号(二)中「に規定する看護職員（以下この章において単に「看護職員」という。）」、同条「を削り、同条第三号を削る。

第六十二条第三項を削る。

第七十八条中「介護老人保健施設」の下に「又は介護医療院」を加える。

第百十五条第一項に次の一号を加える。

五 秋田県介護医療院の施設に関する基準を定める条例（平成三十年秋田県条例第二十五号）第二条第一項に規定する介護医療院（以下この節において単に「介護医療院」という。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士

第百十五条第二項に次の一号を加える。

五 前項第五号に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業所 利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上置くこと。

第百十六条第四号中「、食堂」を削り、同条に次の一号を加える。

五 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備

第百二十八条に次の一号を加える。

四 秋田県介護医療院の施設に関する基準を定める条例第四条第一項に規定するユニット型介護医療院（以下この節において単に「ユニット型介護医療院」という。）であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備

第百三十六条第七項中「のうち一人以上及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に改める。

第百四十二条の次に次の一条を加える。

（身体的拘束等の適正化を図るための措置）

第百四十二条の二 条例第百四十八条第三項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 条例第九十七条第一項に規定する身体的拘束等（以下単に「身体的拘束等」という。）の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図

ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第七十一条第一号中「利用料」の下に「、全国平均貸与価格等」を加え、同条に次の一号を加える。

七 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

第七十二条第四項中「利用者」の下に「及び当該利用者に係る介護支援専門員」を加える。

附則に次の五項を加える。

(条例附則第二十五項の施設)

24 条例附則第二十五項の規則で定める施設は、診療所とする。

(療養病床等を有する病院等に関する経過措置)

25 第三十六条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は当該診療所の施設を介護医療院、軽費老人ホーム(老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。)を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設(介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定介護予防特定施設をいう。以下同じ。)の生活相談員及び計画作成担当者の配置は、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数となるように行わなければならない。

26 第三十七条第二項の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院

の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設に便所を設けないことができる。

27 第二百五十五条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の配置は、その員数が当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数となるように行わなければならない。

28 第二百五十六条第二項の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設に便所及び食堂を設けないことができる。

附 則

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第七十一条第一号の改正規定は、同年十月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サ

ビスを行っている事業所において行われる秋田県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成三十年秋田県条例第二十号）による改正前の秋田県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第五十七号）第五十九条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導のうち、同条に規定する看護職員が行うものについては、この規則による改正前の秋田県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則第五十七条及び第六十条第三項の規定は、平成三十年九月三十日までの間、なおその効力を有する。